

週休2日制促進工事に係るQ&A

令和6年4月

茨城県牛久市

Q 1 工事着手日の定義とは？

A 1 工事着手とは、共通仕様書の用語の定義にある「工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計または工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。」ことを指し、工場製作のみまたは詳細設計のみ実施している期間は除きます。

Q 2 降雨、降雪等による予定外の休工日は、現場閉所として認められるのか？

A 2 降雨、降雪等により、現場で作業を行えない場合は、現場閉所日として認めます。ただし、現場事務所等で事務作業などを実施した場合は現場閉所とはなりません。また、現場作業開始後に降雨のため作業を中止する場合は、作業を実施しているので現場閉所とはなりません。

Q 3 降雨、降雪等で休工とした平日の振替として、週末（土日）に作業を行う場合はどのような取り扱いになるのか？

A 3 要領第4条1項（1）に規定する「完全週休2日制工事」においては、監督職員との事前の協議がない場合、「完全週休2日未達成」となります。要領第4条1項（2）に規定する「4週8休制工事」においては、週末（土日）に作業を行う場合があつたとしても、対象期間の月単位で28.5%（2／7）以上の現場閉所割合であれば「4週8休以上の達成」となります。

Q 4 前日に施工可能と判断し、朝8時に作業員等が現場に集合したが天気予報が外れ、現場での施工を断念し、現場代理人を始め、作業員等を解散した場合は、現場閉所として扱われるか？

A 4 降雨、降雪等による予定外の休工日についても、現場閉所日数に含めることができます。ただし、現場事務所等で事務作業などを実施した場合は現場閉所とはなりません。

Q 5 天候不良が予想されて前日など事前にA工事を休工とした時、該当する技術者が、他のB工事にて従事をした場合にも、A工事は現場閉所日と扱われるか？

A 5 AとBが異なる工事現場の場合、A工事は現場閉所していることから、現場閉所日として扱います。ただし、週休2日制促進工事の主旨として、現場技術者が適切に休暇を取得することを推進していることから、複数工事の勤務については今後の課題として認識しています。

Q6 午後のみ休工、又は、午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われますか？また、月曜日午後及び火曜日午前等、連続した半日単位で現場閉所を計画した場合、合わせて1日閉所として扱われますか？

A6 原則、1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5日単位での閉所は扱いません。また、月曜午後から火曜午前の連続した現場閉所については、一般的に両日とも出勤日として扱うため閉所日として扱いません。

Q7 夜間作業における現場閉所の取扱いはどのようになるのか？

A7 仮に、月曜日22:00から火曜日06:00まで施工した場合は、月曜（夜間）出勤と考えます。その後、1日閉所扱いとするためには24時間以上の休工を確保する必要があるため、水曜日（昼間）出勤以降であればその週の火曜日を1日閉所として扱います。

Q8 要領第3条（4）で対象外とされている「工程や完成時期に制約のある工事」とは具体的にどのような工事をいうのか？

A8 詳細は案件によると思われませんが、「他工事と施工範囲や搬出入路が競合することにより、待機や休止が発生する工事」や「供用開始時期が決められている工事」等、標準工期算定では現場状況に即さない、柔軟な工期設定が困難な工事を想定しています。

Q9 週休2日制工事において夏季休暇及び年末年始休暇とは具体的に何日程度を想定しているか？

A9 夏季休暇期間は原則3日間（土日以外の任意の3日間。原則、お盆期間）、年末年始休暇は6日間（12月29日～1月3日※土日祝日を含む）を想定しています。

Q10 4週8休制工事において、工事着手時に週休2日の実施工程を作成しているが、雨天等で例えば明日を急に休工日としたい場合（施工予定日を休日に変更）、事前に共有している休日を施工日に変更してもよいか？

A10 降雨、降雪による予定外の現場閉所についても現場閉所日数に含めるものとしています。現場閉所日については、工程表を修正し受発注者間で共有することで、その都度変更が可能です。

ただし、標準工期には雨休率を見込んでいるため、工程の修正を安易に行うことは週休2日に積極的に取り組んでいるといえません。

Q11 天候等により、休工日が4週間のうち1週間は0日、次の1週間は3日、次の1週間は2日、次の1週間は3日となった場合、4週8休が達成できたと考えてよいか？

A11 週休2日を原則としますが、やむを得ない理由により、週によって休日数変動してもかまいません。現場の着手日から完了日までの期間における現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の場合に4週8休達成としており、土日祝日問わず現場閉所日としてカウントして問題ありません。ただし、要領内で28.5%を(2/7)以上としていることから、1週間に2日の休工を標準とすることが望ましいと認識しています。

Q12 受注者希望型で、週休2日制を希望した場合、工事途中で週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きはどうすればよいか。また、経費補正や工事成績評定の加点は行われるか。

A12 受注者希望型で、工事途中で週休2日が達成できないことが判明した場合、その日までの現場閉所状況を監督職員に報告してください。こうした状況になった場合は、労務費等の補正や工事成績評定の加点は行いません。

また、達成が困難であることが判明した日以降は、報告は不要です。

Q13 発注者指定型で、工事途中で週休2日が達成できないことが判明した場合の手続きはどうすればよいか。また、経費の減額や工事成績評定の減点は行われるか。

A13 発注者指定型で、工事途中で4週8休以上が達成できないことが判明した場合には、速やかに監督員と協議願います。未達成の場合は、経費補正分を減額します。

また、工事成績評定の減点は原則行いませんが、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、減点します。

Q14 週休2日の確保を理由に工期延伸は認められるか？

A14 週休2日の確保を理由とした工期延伸は認められません。

ただし、次に示すような場合は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

- ・受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ・著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ・工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ・その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

Q15 天候を理由とした工期延伸は認められるか？

A15 積算基準による標準工期算定式には雨休率が含まれるため工期延伸は認められません。
ただし、A14 で示すような場合は、必要に応じて工期延伸について、発注者と協議してください。

Q16 週休2日制促進工事の対象にはなっていないが、自主的な取組みとして週休2日に取組む場合に加点や経費補正はあるか？

A16 自主的な取組を実施しようとする場合、現場着手前に書面（工事打合せ簿）により発注者と協議した上で週休2日に取り組んでください。その結果、本要領に基づき、4週8休以上を達成した場合は、工事成績評定で評価します。ただし、経費補正は行いません。

発行日 令和6年2月
発行者 茨城県牛久市
編集 牛久市総務部契約検査課